

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日は、
その翌日の翌日)

目次

◇ 告 示 字の区域の変更等
保安林の指定

解除予定の保安林

土地改良法による換地処分

◇ 正 誤 昭和五十年九月鳥取県告示第八百号中訂正

告 示

鳥取県告示第九百九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、北条町長から次のとおり字の区域を変更し、及び廃止する旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更及び廃止は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による北条町北条地区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生

ずる。

昭和五十年十月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

区域を変更する字の名称

同上の区域（昭和四十八年四月一日現在の地番による。）

大字国坂字大東

大字国坂字大東のうち
二二九九一
二二九九二
二二九九三
二二九九四 合併の一部、一二九五の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字国坂字小野尻一三〇〇の一部及びこれと一体をなす国有地並びに大字江北字狐塚二六一四の一部

大字国坂

字小野尻

大字国坂字大東 二二九九一
二二九九二
二二九九三
二二九九四 合併の一部、一二九五の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字国坂字小野尻のうち一三〇〇の一部、一三〇一の二の一部、一三〇五の二から一三〇五の四までの一部、一三〇六及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに大字江北字狐塚二六一四の一部及びこれと一体をなす国有地

大字江北

字東新次郎開

大字江北字東新次郎開の全域並びに大字江北字西新次郎開
二二一九から二二二〇の二までの一部、二二二二の二の一部及びこれらと一体をなす国有地

大字江北

字四蛇谷

大字江北字四蛇谷のうち二二八二から二二八六までの一部、二二八七の一、二二八七の三、二二八七の四、二二八八の一部、二二八九の一部、二二九八の一部、二二九八七、二二九八八

<p>大字江北 字五蛇谷</p>	<p>の三の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字江北字四蛇谷二一八二から二一八六までの一部、二一八八の一部及び二一八九の一部並びに大字江北字五蛇谷のうち二一九〇の二の一部、二一九〇の三の一部、二一九一の二から二一九五の二まで、二一九五の三の一部、二二二〇の一部、二二二一から二二二三の二まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字江北 字西新次郎開</p>	<p>大字江北字西新次郎開のうち二二二五の二の一部、二二二五の三、二二二九から二二三〇の二までの一部、二二二二の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字江北 字大西後谷</p>	<p>大字江北字大西後谷のうち二二五七以外の区域 大字江北字大西後谷二二五七、大字江北字下御免網道のうち二二七一の二の一部以外の区域及び大字江北字上御免網道二二七三から二二七四の二までの一部</p>
<p>大字江北 字上御免網道</p>	<p>大字江北字四蛇谷二一八八の一部、二一八九の一部、大字江北字五蛇谷二一九〇の二の一部、二一九〇の三の一部、二一九一の二から二一九五の二まで、二一九五の三の一部、二二一〇の二の一部、二二一一から二二二三の二まで及びこれらと一体をなす国有地、大字江北字西新次郎開二二二五の二の一部、二二二五の三及びこれらと一体をなす国有地、大字江北字上御免網道のうち二二七三から二二七四の二までの一部、二二七五の二の一部及び二二七五の五の一部以外の区域、大</p>

<p>大字江北 字上現銀網道</p>	<p>字江北字上現銀網道二二七九の一部及びこれと一体をなす国有地並びに大字江北字御免網道二八五四の一及び二八五五の一から二八五五の三まで 大字江北字四蛇谷二一八七の二の一部、二一八七の三、二一八七の四、二一八八の一部、二一八九の一部、二九八六の一部、二九八七、二九八八の三の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字江北字上御免網道二二七四の二の一部、二二七五の二の一部及び二二七五の五の一部、大字江北字上現銀網道のうち二二七九の一部、二二八三の一部、二二八六の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに大字江北字新網道二二八七から二二八九の二までの一部、二二九〇の一から二二九〇の三まで、二二九一の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字江北 字新網道</p>	<p>大字江北四蛇谷二一八七の二の一部及びこれと一体をなす国有地、大字江北字新網道二二八七から二二八九の二までの一部、二二九一の一部、二二九二から二二九三まで、二二九四の二から二二九六までの一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字江北字現銀網道二九八四 大字江北字下御免網道二二七二の二の一部、大字江北字上御免網道二二七四の二の一部、大字江北字上現銀網道二二八三の一部、二二八六の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字江北字新網道二二八七の一部、二二九六の一部、二二九〇の二の一部、二二九〇の三及びこれらと一体をなす国有地並びに大字江北字下現銀網道の全域</p>
<p>大字江北 字下現銀網道</p>	<p>大字江北字下現銀網道の全域</p>

<p>大字江北 字北潮田</p>	<p>大字江北 字南潮田</p>	<p>大字江北 字鍛冶小屋</p>	
<p>大字江北字隅田(二四六八)合併の一部、二四七一の一部及び二四七一の一部、大字江北字東潮田二四七二の二から二四七三までの一部及びこれらと一体をなす国有地、大字江北字南潮田二五三六の二、二五三六の二、二五三七から</p>	<p>大字江北字南潮田のうち二四二九から二五三一までの一部、二五三二の二、二五三三の二、二五三六の二の一部、二五三六の二、二五三七から二五四二までの一部、二五四三の二から二五四三の三まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字江北字東潮田二四七三の一部及び二四七四の一部、大字江北字鷺田二四八八の一部及び二四八九の一部並びに大字江北字鍛冶小屋二五二五の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>大字江北字放松二四九一の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字江北字鍛冶小屋のうち二五一八の二から二五二〇まで、二五二五の一部、二九一四の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに大字江北字南潮田二五二九から二五三一までの一部、二五三二の二、二五三三の二及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>七の二から二四九九までの一部、二五〇〇、二五〇一、二五〇二の二の一部、二五〇二の二、二五〇二の三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに大字江北字鍛冶小屋二五一八の二から二五二〇まで、二九一四の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字江北 字現銀網道</p>	<p>大字江北 字御免網道</p>	<p>大字江北 字南狐塚</p>	<p>大字江北 字南狐塚</p>
<p>大字江北字現銀網道のうち二九八四以外の区域</p>	<p>大字江北字御免網道のうち二八五四の一及び二八五五の一から二八五五の三まで以外の区域</p>	<p>大字国坂字小野尻一三〇一の二の一部、一三〇五の二から一三〇五の四までの一部、一三〇六及びこれらと一体をなす国有地、大字江北字南狐塚二六一四の一部、二六一五の一部、二六二〇の一部、二六二二の一部、二六二六の一部、二六二七の一部、二六三四の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字江北字南狐塚のうち二六三六の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>大字江北字南潮田二五四三の二から二五四三の三までの一部及びこれらと一体をなす国有地、大字江北字北潮田二五四四の二の一部、大字江北字南狐塚のうち二六一四の一部、二六一五の一部、二六二〇の一部、二六二二の一部、二六二六の一部、二六二七の一部、二六三四の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに大字江北字南狐塚二六三六の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>

廃止する
字の名称

大字江北字鬼野、大字江北字西応神、大字江北東潮田及び
大字江北字鷺田

鳥取県告示第九百十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

昭和五十年十月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 保安林の所在場所

東伯郡三朝町大字片柴字瀧ノ奥八の二、九の二、一一の二、字瀧ノ尻
二一、字空田一〇五の一、一〇六、一〇七、字熊谷二三一の一、二三一
の二、字山ノ神三二三、字木ノ村奥三五〇の二

二 指定の目的

公衆の保健

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として、伐採することができる立木は、倉吉地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林部造林課及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第九百十一号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十年十月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

倉吉市服部字馬場ノ上二五二の一、字堂坂三〇四の一（以上二筆について、次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

三 解除の理由

農道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び倉吉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第九百十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、北条町から同町が行う土地改良事業に係る北条地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示

する。

昭和五十年十月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

正 誤

昭和五十年九月鳥取県告示第八百号(土地改良事業の工事の完了について)中次の箇所に誤りがあつたので、訂正する。

頁 段 誤

四 下

県営山東第二地区農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業	昭和五十年八月二十五日
県営上地地区農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業	昭和五十年六月十三日

正

県営上地地区農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業	昭和五十年六月十三日
---------------------------	------------

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月五百円(送料を含む。)]